

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年6月23日
【会社名】	東急株式会社
【英訳名】	TOKYU CORPORATION
【代表者の役職氏名】	取締役社長 堀江 正博
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区南平台町5番6号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

取締役社長堀江正博は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全に防止又は発見することができない可能性があります。

## 2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

当社における財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2026年3月31日を基準日として実施されており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

本評価においては、連結ベースの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を実施いたしました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社並びに連結子会社及び持分法適用会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しております。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、過去の不正事例や業種の不正リスク等、上場会社及びその関係会社が公表した不正の実態・動向を踏まえたうえで、金額的及び質的影響並びにその発生可能性を考慮して決定しており、前連結会計年度の営業収益・総資産・税引前当期純損益のおおむね95%程度に達する当社及び連結子会社の計46社と、持分法適用会社については持分法適用会社の純資産及び損益のうち当社に帰属する部分が財務報告に与える影響の重要性を考慮し4社、1投資法人を全社的な内部統制の評価範囲とし、評価範囲に含めていない会社は金額的及び質的重要性の観点から財務報告に係る影響が僅少であると判断しております。なお、当連結会計年度の営業収益・総資産・税引前当期純損益に照らしても評価範囲が十分であることを、期末日までの期中を通じて確認しております。これらの評価範囲とした会社を対象に実施した全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しております。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、当社が複数の事業セグメントにおいて異なる事業環境にある事業拠点を有する連結グループであることから、営業収益が事業拠点の重要性を示す指標として適切と判断し、各事業拠点の前連結会計年度の営業収益（連結会社間取引消去後）の合算金額が、前連結会計年度の連結営業収益のおおむね3分の2程度に達するよう選定するとともに、過去の不正事例や業種の不正リスク等、上場会社及びその関係会社が公表した不正の実態・動向を踏まえたうえで、金額的及び質的影響並びにその発生可能性を考慮して決定しております。その結果、15事業拠点を「重要な事業拠点」として選定しております。「重要な事業拠点」に該当しない各事業拠点の前連結会計年度の営業収益（連結会社間取引消去後）は前連結会計年度の連結営業収益に占める割合が相対的に低いことから、財務報告に係る影響が僅少であると判断しております。なお、当連結会計年度の営業収益に照らしても評価範囲が十分であることを、期末日までの期中を通じて確認しております。選定した重要な事業拠点においては、拠点毎にその事業特性を踏まえた上で、事業目的に大きく関わる勘定科目として、収益獲得活動そのものに関連する売上高、売掛金、棚卸資産及び固定資産等に至る業務プロセスを評価対象といたしました。さらに、選定した重要な事業拠点のみならず、それ以外の事業拠点も含めた範囲について、財務報告への影響を勘案し、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスとして、固定資産の減損に係る業務プロセス、税効果会計に係る業務プロセス等を個別に評価対象に追加しております。

## 3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

## 4 【付記事項】

該当事項はありません。

## 5 【特記事項】

該当事項はありません。